



# 法人会だより



公益社団法人浦河地方法人会

〒057-0013 浦河郡浦河町大通1丁目36番地

TEL 0146-22-2366 / FAX 0146-22-3082

URL <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/urakawa/public/>



(公社)浦河地方法人会 会長 工藤 仁

## 会 長 挨拶

新年、明けましておめでとうございます。

日頃より、会員の皆様には、当会の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年となり、猛威をふるっておりました新型コロナウイルスの影響が縮小されましたが、未だに終わりの見えない、ロシアのウクライナ侵攻、イスラム抵抗運動等、戦争の影響が大きく、物価高騰問題等が、大きく影響を及ぼし、景気の低迷につながっている現状でございます。

税制も今年限りの定額減税や賃上げに伴う、103万円の壁が議論される等、大きな転換期を迎えております。

そのような状況にございますが、当会は「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、社会貢献活動や、税制提言活動を展開していきますので、会員の皆様方のご理解、ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

## 【令和6年度第11回 定時総会】

去る6月28日(金) 16時から浦河町基幹集落センター堺町会館にて定時総会が開催され、浦河税務署長の福岡伸司様をはじめ多くのご来賓にご臨席を賜り、開催いたしました。出席者は来賓含め45名で、議事は滞りなく承認され、総会を終えました。総会終了後には福岡署長による税務研修会が行なわれ、『査察のお仕事』について自身の経験を踏まえた貴重なお話を聞けました。研修会終了後、懇親会を行ないました。



定時総会で挨拶をする工藤会長



福岡署長による税務研修会

## 第61回 税制改正提言全道大会 ～苫小牧大会～

去る9月5日(木)苫小牧市民会館(苫小牧市)にて北海道法人会税制改正提言全道大会が開催され、当会各支部からは27名が参加致しました。令和6年度の税制改正提言の実現状況、令和7年度の税制改正提言事項が決議され、すべて承認されました。また、記念講演会では公益財団法人アイヌ民族文化財団民族共生象徴空間運営本部 本部長の村木美幸氏が講師として、「誇りが尊重される共生社会の実現に向けて～ウポポイの活動から考える～」をテーマに講演を行いました。来年度の開催地は令和7年10月3日(金)旭川市民文化会館(旭川市)での開催となっておりますので、多くの会員皆様のご参加をお願い申し上げます。





# 本部活動【新事業！管内中学生対象～親子で考える税金クイズ】

例年、法人会における税に関する活動は、青年部会が小学生高学年を対象にした『租税教室』・女性部会が小学生を対象にした『絵はがきコンクール』の二本立てとなっており、本部事業に目玉事業がない現状であった。

そんな中、浦河税務署との意見交換会において、税務署から『税を考える週間』で何か活動ができないかとの提案があり、令和6年10月1日（火）に臨時支部長・事務局会議を開催し、浦河税務署を含め、協議を行なった。

様々な意見があった中で、管内の中学生に対して、税に関する活動があまり無いため、中学生を対象に、親御さんと一緒に考える『税金クイズ』の開催が良いのでは？と議論がまとまり、この企画がスタートすることとなりました。

準備期間が短い中、浦河税務署と各支部事務局にて、管内の中学校及び教育委員会に対し、『税を考える週間』に合わせた『親子で考える税金クイズ』の参加を依頼した。

グーグルフォームを使ったWEB形式での回答を募り、開催。最終的には管内9校より139件の応募があり、昨年12月19日（木）の福利厚生委員会開催時に『抽選会』を行った。

全問正解者が62名おり、その中から日高管内の特産品プレゼントの当選者を選び、管内7校、30名の方々が当選した。また、キャラクターのネーミング募集も併せて行っており、厳選なる選考協議の結果、『ウーたくん』に決定した！

名前を考えた浦河第二中学校の大池由起菜さんには『ニンテンドースイッチ』を贈呈した。贈呈時期がクリスマス時期であったこともあり、大変喜んでおりました。来年度以降も反省点を踏まえ、開催していく予定でございます。



抽 選 会 の 様 子



ネーミング当選者の大池さん!!



## 青年部会活動

### 第32回全道青年の集い ～ 富良野大会 ～



去る9月19日（木）富良野演劇工場（富良野市）にて第32回北海道法人会青年の集い富良野大会が開催され、当会青年部会からは4名が参加いたしました。記念講演では、ふらのまちづくり(株)の西本 伸顕社長より「富良野の観光まちづくりと中心市街地の活性化 - 稼ぐまちが未来を切り開く」と題して講演が行われました。来年度の開催地は令和7年8月28日（木）小樽市での開催が決定いたしました。

## 【 租 税 教 室 】



令和6年度管内小学校において、租税教室を下記の通り、開催いたしました。

- ・5月15日 静内小 6年生1回【津山氏】
- ・5月16日 浦河東部小 5.6年生1回【佐藤氏】
- ・5月21日 様似小 6年生1回【野沢氏】
- ・5月31日 えりも小 6年生1回【坂田氏】
- ・6月11日 静内高静小 6年生3回【津山氏】
- ・7月16日 えりも岬小 5.6年生1回【坂田氏】

# 【令和5・6年度 納税表彰等受賞者について】

令和5年度 納税表彰式

受賞された皆様、おめでとうございます！！



令和5年度浦河税務署長納税表彰受賞 河原副会長・出口理事



令和5年度感謝状表彰受賞 廣島前副会長・武田前副会長



令和5年度感謝状表彰受賞 須崎前副会長



令和6年度札幌国税局長納税表彰受賞 工藤会長



令和6年度浦河税務署長納税表彰受賞 奥田副会長

## 【令和5年度納税表彰等受賞者】

- ・浦河税務署長納税表彰  
副会長 河原 秀幸 さん  
理事 出口 直冲 さん
- ・浦河税務署長感謝状表彰  
前副会長 廣島 功 さん  
前副会長 武田 豊 さん  
前副会長 須崎 孝治 さん

## 【令和6年度納税表彰】

- ・札幌国税局長納税表彰  
会長 工藤 仁 さん
- ・浦河税務署長納税表彰  
副会長 奥田 宗一郎 さん

## 女性部会活動

### 第24回北海道法人会女性部会全道大会 ～ 北見大会 ～



去る10月18日（金）ベルクラシック北見（北見市）にて第24回北海道法人会女性部会全道大会北見大会が開催され、当会から7名が参加いたしました。第1部の大会式典に始まり、第2部の記念講演会は、(株)北見ハッカ通商の永田 裕一 社長より「地場素材を活用したビジネスと地域との関係性～北見ハッカのレジリエンスとイノベーション～」と題して講演が行われました。第3部の懇談会は会場をホテル黒部へ移動し、詩吟と日本舞踊の余興が行われてから開会しました。次回（令和7年度は全国大会のため令和8年度開催）開催地は、札幌中法人会女性部会主催での開催が決定いたしました。来年は全国女性フォーラムが令和7年9月18日（木）に札幌パークホテル（札幌市）にて開催されます。

## 【絵はがきコンクール】

毎年開催している絵はがきコンクールですが、本年も、6月10日～8月30日まで募集を行ない、浦河税務署管内8小学校から167点の応募があり、浦河地方法人会の最優秀賞には新ひだか町立三石小学校6年生の磯貝風音さんの作品が、浦河税務署長賞にはえりも町立えりも小学校4年生の河野楓花さんの作品が選ばれました。写真は最優秀賞受賞式後のものです。



新ひだか町立三石小学校で受賞された生徒達

国税の

# キャッシュレス納付方法

## ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

### 利用方法

- ①ダイレクト納付利用届出書を提出
- ②e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③(自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続

おすすめ

## インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

### 利用方法

- ①e-Taxで申告等データの送信
- ②送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

## 振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



詳細は国税庁ホームページ「国税の納付手続」へ

## クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

## スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「iOOPay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



# 自動ダイレクト

## 自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることが出来る機能です。  
※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方におススメ!

源泉所得税を毎月納付する方など  
納付の機会が多い方

## ダイレクト納付利用の場合



## 自動ダイレクトを利用すると...

①申告等データ送信 + ダイレクト納付手続



**POINT!**  
自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期前になります。  
※法定納期前日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

詳細は国税庁ホームページ「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)マニュアル」をご覧ください。



| 申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付!                          |                        |
|------------------------------------------------------|------------------------|
| 個人番号又は法人番号                                           | 個人番号又は法人番号の入力が必要となります。 |
| 課税対象税額                                               | 課税対象税額                 |
| 納付書種別                                                | なし                     |
| 提出書日                                                 | 令和6年5月27日              |
| 自動ダイレクト                                              |                        |
| ※申告等データ送信後のみ利用可能です。ご注意ください。                          |                        |
| ※源泉所得税の納付は、源泉徴収票の提出と併せて行う必要があります。                    |                        |
| ☑「支払」は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落としにより納付します。 |                        |

申告と納付手続が同時に完了!!

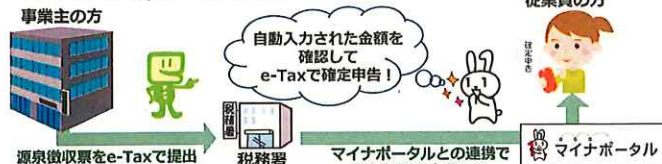
## 事業主の皆さまへ

# 給与所得の源泉徴収票を

従業員の方の e-Taxで提出すると...  
確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます!

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票(令和5年分以後の年分)が対象です。  
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になります。



## 事業主の皆さまへのお願い

### Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。  
※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合を含みます。詳しくは、裏面の「eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可」をご覧ください。

### Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

### Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



## e-Taxソフト(WEB版)で源泉徴収票を提出できます!

e-Taxソフト(WEB版)の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

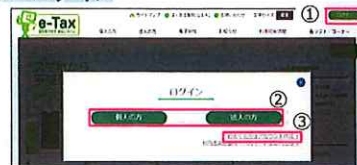
## e-Taxソフト(WEB版)のご利用方法

※画面は令和6年5月下旬以降のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

### STEP ① e-Taxソフト(WEB版)へログイン

- e-Taxホームページへアクセス  
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- 右上部①「ログイン」を押下
- ②「個人」または「法人」のいずれか該当する方を選択し、ログイン

※e-Taxを初めて利用する方は、③からアカウントの作成等を行ってください。  
利用に当たって、詳しい内容は、e-Taxホームページをご覧ください。



- ログイン後、④「申請・納付手続を行う」から、給与所得の源泉徴収票の作成を行います。



### STEP ② 給与所得の源泉徴収票の作成・提出

#### 【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

#### 【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



① 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信!

電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。  
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

## eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk(対応税務ソフトを含みます。)を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)

